

『ハウストクター研究会』の皆様へ

HD研究会事務局  
ミズノ株式会社  
042-972-7171

## 『消費税増税対策・次世代住宅ポイント説明会』

消費税率引き上げに伴う住宅取得対策の目玉となる『次世代住宅ポイント』6月よりポイント発行申請の受付も開始し、これから本格的な制度運用が見込まれます。制度概要や利用基準、必要書類の入手～提出方法など、内容を解りやすく皆様にお届けします。

また、「次世代住宅ポイント」以外にも消費税増税に伴う支援制度が発表されておりますので、併せてご説明させて頂く予定です。  
この機会に是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

【開催日時】※受付開始時間：14：30～

■令和元年8月28日（水曜日）15：00～16：30予定

【開催場所】

■ミズノ株式会社 2階会議室 （定員になり次第受付終了となります）

【内容】

- 1・消費税率の引上げに伴う4つの支援策
- 2・4つの支援策と「次世代住宅ポイント制度」について
- 3・「次世代住宅ポイント制度」よくある質問
- 4・省エネ基準義務化について

-----  
**8 / 28（水）『次世代住宅ポイント制度説明会』申込書**

**FAX 042-973-7557**

会社名 \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

※定員になり次第、受付終了とさせて頂きます。

会社名・お名前・住所・電話番号・FAX・Eメール等お申込に係る個人情報は、商品・サービスの提供及びご案内、その他開催事業者の事業に必要な活動目的以外に無断で利用することはありません。

# 消費税率10%への引上げ後の住宅取得に メリットが出る支援策を用意!



## 【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

併用可能です!

- 1 住宅ローン減税の控除期間が3年延長**  
(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))
- 2 すまい給付金が最大50万円に  
対象者も拡充** (収入に応じて10万~40万円の増額)
- 3 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当  
次世代住宅ポイント制度**
- 4 贈与税非課税枠は最大3,000万円に拡大**  
(現行は最大1,200万円)

詳細は裏面をご覧ください

# 1 住宅ローン減税の 控除期間が 3年延長 (建物購入価格の消費税 2%分減税(最大))

## 概要

現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長(10年→13年)  
適用年の11~13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
- ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:

借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

## 対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2020年12月末までに入居した方

●お問合せ先

お近くの税務署へ

# 3 新築最大35万円相当 リフォーム最大30万円相当 次世代住宅ポイント制度

## 概要

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、商品と交換可能なポイントを付与

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

## 対象者

消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、2020年3月末までに契約の締結等をした方

●お問合せ先 次世代住宅ポイント事務局



0570-001-339

ナビダイヤルは  
通話料がかかります

受付:9時~17時/土・日・祝含む PHSや一部のIP電話からは042-303-1553

## 【4つの支援策

## それぞれの要点】



# 2 すまい給付金が 最大50万円に (収入に応じて10万~40万円の増額) 対象者も拡充

## 概要

所得制限の緩和による対象者の拡充(収入額(目安)で、現行の510万円以下が775万円以下に)

給付額が現行の最大30万円から最大50万円に引上げ

## 対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、2021年12月末までに引渡しを受け、入居した方

※住宅ローン利用/現金取得のいずれの場合も対象

●お問合せ先 すまい給付金事務局

<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186

ナビダイヤルは  
通話料がかかります

受付:9時~17時/土・日・祝含む PHSや一部のIP電話からは045-330-1904

# 4 現行は最大1,200万円の 贈与税非課税枠は 最大3,000万円 に拡大

## 概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が最大3,000万円まで非課税

## 対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2019年4月から2020年3月末までに契約を締結した方

●お問合せ先

お近くの税務署へ

(注)②~④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引く必要がある場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>

